

一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金の上限の認可に関する処理方針（平成 13 年 12 月 5 日付国自旅第 116 号）の一部改正案 新旧対照表

改 正	現 行
<p>第 2 上限認可の対象 上限認可の対象は、次のとおりとする。</p> <p>1. 業種区分 (略)</p> <p>2. 運賃及び料金の種類 上限認可の対象となる運賃及び料金の種類は以下のとおりとする。</p> <p>(1) 片道普通旅客運賃 (略)</p> <p>(2) 通勤定期旅客運賃及び通学定期旅客運賃</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1ヶ月定期旅客運賃の算出方法を認可対象とし、これを基礎として設定通用期間に応じて算定される額を、当該定期旅客運賃の上限認可額とする。 <p>ただし、1ヶ月定期旅客運賃以外の設定通用期間に係る定期旅客運賃の算出方法の認可を受ける場合は、この限りではない。</p> <p>(3) 普通回数旅客運賃</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 券片式、カード式等の乗車券の形態を問わず、割引率の最も低いもの（割引を行わないものを含む。）の算出方法を認可の対象とし、これを基礎として券片数等の異なる回数に応じて算定される額を、当該回数旅客運賃の上限認可額とする。 <p>ただし、異なる券片数等に応じた異なる割引率による回数旅客運賃の算出方法の認可を受ける場合は、この限りではない。</p> <p>(4) 届出の対象となる料金以外の料金</p> <p>なお、バスの業種区分ごとに設定を義務付ける上限運賃の種類は以下のとおりとし、これ以外の上限運賃の設定は事業者の任意とする。</p> <p>イ. 上限認可対象の業種区分：片道普通旅客運賃の設定</p> <p>ロ. 一般バス：制度通達Ⅱ. 第5. 5-2. 3. (1)、第5. 5-3. 3. に定める通勤定期旅客運賃及び通学定期旅客運賃の設定（1ヶ月定期旅客運賃に限る。）又は普通回数旅客運賃の設定（割引率の最も低いもの（割</p>	<p>第 2 上限認可の対象 上限認可の対象は、次のとおりとする。</p> <p>1. 業種区分 (略)</p> <p>2. 運賃及び料金の種類 上限認可の対象となる運賃及び料金の種類は以下のとおりとする。</p> <p>(1) 片道普通旅客運賃 (略)</p> <p>(2) 通勤定期旅客運賃及び通学定期旅客運賃</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1ヶ月定期旅客運賃の上限を認可対象とし、これを基礎として設定通用期間に応じて算定される額を、当該定期旅客運賃の上限認可額とみなす。 <p>ただし、1ヶ月定期旅客運賃以外の設定通用期間に係る定期旅客運賃の上限の認可を受ける場合は、この限りではない。</p> <p>(3) 普通回数旅客運賃</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 券片式、カード式等の乗車券の形態を問わず、割引率の最も低いもの（割引を行わないものを含む。）を上限認可の対象とし、これを基礎として券片数等の異なる回数に応じて算定される額を、当該回数旅客運賃の上限認可額とみなす。 <p>ただし、異なる券片数等に応じた異なる割引率による回数旅客運賃の上限の認可を受ける場合は、この限りではない。</p> <p>(4) 届出の対象となる料金以外の料金</p> <p>なお、バスの業種区分ごとに設定を義務付ける上限運賃の種類は以下のとおりとし、これ以外の上限運賃の設定は事業者の任意とする。</p> <p>イ. 上限認可対象の業種区分：片道普通旅客運賃の設定</p> <p>ロ. 一般バス：制度通達Ⅱ. 第5. 5-2. 3. (1)、第5. 5-3. 3. に定める通勤定期旅客運賃及び通学定期旅客運賃の設定（1ヶ月定期旅客運賃に限る。）又は普通回数旅客運賃の設定（割引率の最も低いもの（割</p>

引を行わないものを含む。)に限る。)ただし、制度通達Ⅰ. 2. (8)に定める特別初乗運賃に係るものを除く。

3. 運賃及び料金の額

上限認可の対象となる運賃及び料金の額は、運賃及び料金ごとに原則として、制度通達Ⅱ第4. に定める計算方法により算定された確定額とする。

ただし、基準賃率により片道普通旅客運賃を算出する運賃の制定形態にあつては、制度通達Ⅱ. 第3. 3. に定める初乗運賃額を除き、基準賃率及び算出方法を認可の対象とし、これを基礎として算定された額を上限運賃額とする。

なお、基準賃率により片道普通旅客運賃を算出する運賃の制定形態にあつては、制度通達Ⅱ第3. 1. 又は2. で定める運賃を設定する場合は、その運賃調整の方法を具体的に定めるものとする。

4. 運賃及び料金の適用方法

上限認可の対象となる運賃及び料金の適用方法は、制度通達Ⅱ. 第5に定めるところにより、運賃及び料金の種類ごとにその適用範囲を具体的に定めたものとする。

5. 運賃及び料金の制定形態及び設定地域 (略)

第5 上限運賃の水準に関する特例

1. 参入事業者の上限運賃の水準 (略)

2. 特定路線運賃

自社又は他社の路線と競合する場合に共通乗車等利用者の利便を図る観点から運賃調整が必要な場合、又は運賃設定上の不合理を調整する場合にあつては、自社の基準賃率等により算出される上限運賃額を上回る運賃額の設定を制度通達Ⅱ. 第3. 1に定めるところにより特定路線運賃として設定することができるものとする。ただし、当該運賃額は、実施運賃額が常にこれと同額となる確定上限額として取り扱う。

なお、制度通達Ⅱ. 第3. 2に定めるところにより、設定地域において運行回数等のウェイト面で主として経営する事業者の路線(均一制、特殊区間制又は地帯制の場合に限る。)と競合(いわゆる面的に競合)するため、当該事業者の運賃額に同調して設定する路線の運賃(1. の場合を含む。)については、通常の上限運賃の取り扱いとし、特定路線運賃とはみなさないもの

引を行わないものを含む。)に限る。)ただし、制度通達Ⅰ. 2. (8)に定める特別初乗運賃に係るものを除く。

3. 運賃及び料金の額

上限認可の対象となる運賃及び料金の額は、運賃及び料金ごとに原則として、制度通達第5に定める計算方法により算定され運賃表(いわゆる三角表等)に明記される確定額とする。

5

4. 運賃及び料金の適用方法

上限認可の対象となる運賃及び料金の適用方法は、制度通達Ⅱ. 第5に定めるところにより、運賃及び料金の種類ごとにその適用範囲を具体的に定めたものとする。

5. 運賃及び料金の制定形態及び設定地域 (略)

第5 上限運賃の水準に関する特例

1. 参入事業者の上限運賃の水準 (略)

2. 特定路線運賃

自社又は他社の路線と競合する場合に共通乗車等利用者の利便を図る観点から運賃調整が必要な場合、又は運賃設定上の不合理を調整する場合にあつては、自社の基準賃率等により算出される上限運賃額を上回る上限運賃額の設定を制度通達Ⅱ. 第3. 1に定めるところにより特定路線運賃として認めることができるものとする。ただし、当該上限運賃額は、実施運賃額が常にこれと同額となる確定上限額として取り扱う。

なお、制度通達Ⅱ. 第3. 2に定めるところにより、設定地域において運行回数等のウェイト面で主として経営する事業者の路線(均一制、特殊区間制又は地帯制の場合に限る。)と競合(いわゆる面的に競合)するため、当該事業者の運賃額に同調して設定する路線の運賃(1. の場合を含む。)については、通常の上限運賃の取り扱いとし、特定路線運賃とはみなさないもの

とする。

3. 初乗運賃
(略)

4. 割増運賃

制度通達Ⅱ. 第3. 4に定めるところにより一般バスで深夜早朝に運行する場合等については、自社の基準賃率により算出される上限運賃額を上回る運賃額を割増運賃として設定することができるものとする。

この場合においては、当該割増運賃の額が適用の対象となる輸送に係る上限運賃額とする。

第7 その他

1～4 (略)

5 実施時期等

本処理方針は、令和5年5月31日以降に申請を受け付けたものから適用する。

附 則 (令和5年5月31日 国自旅第53号)

1 改正日前に申請を受け付けたもののうち、改正日以後に認可するものについては、本通達の規定による追加申請がなされた場合において、改正後の規定を適用する。

2 上限運賃の変更を伴わない申請については、当分の間、従前の規定により処理することができる。

る。

3. 初乗運賃
(略)

4. 割増運賃

制度通達Ⅱ. 第3. 4に定めるところにより一般バスで深夜早朝に運行する場合等については、自社の基準賃率により算出される上限運賃額を上回る運賃額を割増運賃として設定することを認めるものとする。

この場合においては、当該割増運賃の額が適用の対象となる輸送に係る上限運賃額とする。

第7 その他

1～4 (略)

5 実施時期等

本処理方針は、令和3年12月28日以降に申請を受け付けたものから適用する。